

議事第 2 号

会長代理の指名について

岐阜県環境審議会条例（平成 6 年条例第 1 8 号）第 4 条第 3 項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理することとされています。

議事第 1 号により、事務局が会長に推薦する佐治木 弘尚委員から、伊藤 理佐委員及び守富 寛委員が会長代理に指名されています。

なお、本件は、議事第 1 号で委員過半数の承認が得られずに否決された場合は、無効とします。